

参考 令和2年7月1日～適用 徴収金額表

※同意書（委任状）の提出により実際に納入する必要はありません。

税額等による世帯階層区分		基本額（月額）	加算額（月額）
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600円	260円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの特 税世帯	5,400円	540円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の年額が次の額である世帯	15,000円以下	7,900円
D2		15,001円から 21,000円まで	10,800円 1,080円
D3		21,001円から 51,000円まで	16,200円 1,620円
D4		51,001円から 87,000円まで	22,400円 2,240円
D5		87,001円から 171,300円まで	34,800円 3,480円
D6		171,301円から 252,100円まで	49,400円 4,940円
D7		252,101円から 342,100円まで	65,000円 6,500円
D8		342,101円から 450,100円まで	82,400円 8,240円
D9		450,101円から 579,000円まで	102,000円 10,200円
D10		579,001円から 700,900円まで	123,400円 12,340円
D11		700,901円から 849,000円まで	147,000円 14,700円
D12		849,001円から 1,041,000円まで	172,500円 17,250円
D13		1,041,001円から 1,222,500円まで	199,900円 19,990円
D14		1,222,501円から 1,423,500円まで	229,400円 22,940円
D15		1,423,501円以上	全額 全額の10%に相当する額。ただし、26,300円に満たない場合は26,300円とする。

備考

1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得

た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表における階層区分は、措置を受けた乳児及びその乳児の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。

3 当該年度分の市町村民税が確定していない場合の取扱いについては、これが確定するまでの期間は、前年度分の市町村民税によるものとする。

4 徴収金は、措置を受けた乳児及びその扶養義務者の属する世帯の階層区分に応じて、基本額（月額）の欄に定める額とする。

5 同一月に同一世帯の 2 人以上の乳児が措置を受けた場合には、4 により算定した額（月の途中で措置が開始され、又は終了したときは、4 及び 7 により算定した額）が最も高額となる乳児以外の乳児に係る徴収金は、この表の加算額（月額）の欄に定める額とする。

6 養育医療の給付の措置のほか、児童福祉法による療育の給付を受けている児童が同一世帯に属している場合は、いずれかの措置に係る徴収金が最も高額となる児童以外の乳児に係る徴収金は、この表の加算額（月額）の欄に定める額とする。

7 月の途中で措置が開始され、又は終了した場合の当該月の分の徴収金は、次の算式により算定した額とする。

4 から 6 までにより算定した額 ×（当該月の入院の実日数 / 当該月の実日数）

8 4 から 7 までにより算定した額が、措置に要する費用を超えるときは、当該費用を徴収金とする。

9 4 から 7 までにより算定した徴収金の額に 10 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

10 この表の D15 階層における「全額」とは、当該児童の措置に要した費用の額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定により保険者等が負担すべき費用の額（高額療養費の支給が行われた場合は、これが行われなかったものとして算出した額）を控除した額の月額をいう。

11 次の各号のいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年（1 月から 6 月までに養育医療の給付を受けた場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）の所得の額（同項第 13 号に規定する額をいう。以下同じ。）が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、当該市町村民税が課されないものとして取り扱う。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、扶養親族（地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）その他その者と生計を一にする子（前年の所得の額が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者（地方税法第 292 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者をいう。）又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）をいう。）を有するもの

(2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得の額が基礎控除額以下である子をいう。）を有し、かつ、前年の所得の額が 500 万円以下であるもの

12 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税が課されないものとなる者以外の者に係るこの表における世帯の階層区分は、前項第 1 号に掲げる者を地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イに規定する寡婦と、前項第 2 号に掲げる者を同条第 1 項第 12 号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によるものとして取り扱う。